

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高压ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号					
不利益処分の種類	容器製造業者の製造方法の技術基準適合命令	根拠条項	第41条第2項					
処分基準	<p>法第41条第1項の技術上の基準に適合していないとき</p> <p>容器保安規則第3条の技術上の基準に適合していないとき</p>							
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	31～